中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による認定申請書											
							令和	年	月	日	
富田林市	ī長 様	ŧ									
						(申請者) <u>住 所</u> <u>氏 名</u> 連絡先				_	
			関等からの借	<u></u> 入金の返	済を含	機関等となったこめた資金調達が必定されるようお願	要となってし				
X 10 7 13 [K1		_ >(>)		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,							
. <u> </u>			に対す	る借入							
	(注) 年	月	日から	年	月	日までの	(注)			<u>I</u>	
対する借	<b>入額</b>						(注)		<u> </u>	<u> </u>	
(注)			には、金融機	関の名称	を記入す	ける。					

## (留意事項)

(注)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

	中小	企業信用保険	法第2釒	条第5項	頁第6号の規	見定による	認定申請書	:		
							令和	年	月	日
	··									
富田林市長	表									
					(申請者					
					<u>住</u>					
					連絡兒					
私は			みらたは	<b>给全</b> 副		0 to - 1	こ伴い、金属	神田コの	正告ル	・た
1216 <u> </u>	(注	<u> </u>	/J · 1/JX	. 水色 並 附本	成氏  寸 こ な	J/2 C C 1		はれてコロン	II. #1 IL	ے ،
図るため、破綻	金融機關	関等からの借.	入金の返	済を含	めた資金調	達が必要。	となっている	ますので	、中小	企業
信用保険法第2	条第5章	頁第6号の規2	定に基づ	き認定	されるよう	お願いしる	ます。			
				訂	2					
		に対する	る借入							
(注)										
年	月	日から	年	月	日までの					•
<u> </u>	φŦ						(注)			
対する借入	.額								<u>円</u>	
富商第		号								
令和 年	月	日								
申請の	とおり札	目違ないこと		_	?m++≠ ⋿	±++ ⇒	É¥			
			認力	- 右	国田林市長	古州 君	<b>善美</b>			
信用保証協会。	への申記	込期間:令和	年	月	日からっ	令和 左	<b>手</b> 月	日まで		